

毎週火、金曜日発行（但休日、土曜日、日曜日、祝日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 目次

結核予防法による医療機関の指定
 土地改良区の役員が退任、就任又は住所変更
 した旨の届出
 県道の路線の認定
 県道の路線の変更
 道路の区域の決定
 道路の供用の開始

告 示

鳥取県告示第四百五十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六
 条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した
 から、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二
 十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十九年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者

昭和三十九年 七月一日 福島薬局 境港市中町九三 福島 哲

鳥取県告示第四百五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八
 条第十項の規定により、次の土地改良区からそれぞれ役
 員が退任し、就任し又は住所変更した旨の届出があつた
 ので、同法同条第十一項の規定により告示する。

昭和三十九年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

北条砂丘土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 田川 武利 東伯郡北条町大字江北

〃 中村 喜一 〃 大栄町大字東園

〃 原田 仙松 〃 北条町大字弓原

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

監事 田川 武利 東伯郡北条町大字江北七七一七番地

中村 喜一 大栄町大字東園四〇四番地

原田 仙松 北条町大字弓原三〇三番地

昭和三十九年三月二十五日通常総代会において選挙の結果当選し四月二十五日就任、任期二年

変更した役員の名及び住所

変更前

理事 中江 豊 東伯郡北条町下神一八六番地

横浜 克己 七七二番地

変更後

理事 中江 豊 東伯郡北条町下神一八六番地

横浜 克己 五五一番地

新開川土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 井上 光恵 米子市東福原

井上 福寿 上福原

永見 正栄 両三柳

竹本美佐雄 上福原

宮崎 良孝 西福原

国尾 春吉 皆生

八尾高三郎 皆生

大先安五郎 西福原

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 井上 光恵 米子市東福原七八九ノ一

井上 福寿 上福原一五二二

永見 正栄 両三柳二二九四ノ一

竹本美佐雄 上福原八二四

宮崎 良孝 西福原一六一一

国尾 春吉 一三五九

八尾高三郎 皆生一〇九

大先安五郎 西福原一二〇八

昭和三十九年三月二十七日通常総代会において選挙の結果当選し四月六日就任、任期四年

国庁土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 岸本 圭司 倉吉市国分寺二二六番地

松本 幸男 二四〇番地

高岡 勲 二五六番地

万場 百市 二六一番地

池田 利康 三二一番地

小谷礼次郎 二九四番地

小谷 仁良 二九六ノ一番地

池田 貞光 一八四番地

岸本憲太郎 二四一番地

小谷 知道 二六四番地

小谷 定好 二六二番地

昭和三十九年四月十一日設立総会において総選挙の結果当選し、同日就任、任期三年

鳥取市竹生土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事 前田 政雄 鳥取市竹生一四

昭和三十九年四月十五日解散認可にともない四月二十七日就任、任期は清算終了まで

吉岡村長柄瀬田蔵土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事 西浦 浅吉 鳥取市瀬田蔵一三八

昭和三十九年四月十五日解散認可にともない四月二十八日就任、任期は清算終了まで

国英村山手土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事 西尾 国蔵 八頭郡河原町大字山手

渡辺 義美

奥谷 金光

上原 喜与

渡辺 俊夫

昭和三十九年三月三十一日解散認可にともない五月十九日就任、任期清算終了まで

北谷土地改良区

変更した役員の名及び住所

変更前

理事 松岡 孝之 倉吉市三江四三番地
 " 山本 信雄 " 四二九
 " 尾崎 正勝 " 三〇三番地
 " 徳永 富幸 " 志津二一三番地
 " 徳永 富幸 " 中野二一一番地

変更後

理事 松岡 孝之 倉吉市三江四二九番一合併地
 " 山本 信雄 " 四三二番
 " 尾崎 正勝 " 三〇三番二地
 " 徳永 富幸 " 志津二一三番地
 " 徳永 富幸 " 中野二一一番一
 尚徳村三ヶ堰土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 山脇 巖 米子市榎原
 " 岩崎 一 " "
 " 小村 勝美 " "
 " 鷺見 喜一 " 大袋
 " 谷本 藤重 " 青木

田中 克己 " 榎原
 乗本 治 " 榎本
 乗本 昭一 " "
 加藤 伸一 " "
 監事 山川 栄 " "
 岡 俊隆 " 榎原

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 松浦 徳虎 米子市榎原
 " 山脇 浩 " "
 " 松田 貞後 " "
 " 十祖 頼 " "
 " 鷺見 喜一 " 大袋
 " 綿谷 為春 " 青木
 " 乗本 貞雄 " 榎本
 " 加藤 幡敏 " "
 " 加藤 力蔵 " "
 監事 岡 俊隆 " 榎原

山川 栄 " 橋本

昭和三十九年四月十二日通常総会において総選挙の結果
 果当選し五月一日就任、任期二年

大国村第一土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 前谷 繁次 西伯郡西伯町大字絹屋
 " 山田 勇 " "
 " 幅田 民雄 " "
 " 吉原 正 " 大字西
 " 持本 栄寿 " "
 " 前田 定利 " "
 " 吉畑 正晴 " "
 " 大頭 岩市 " 大字鍋倉
 " 谷口英次郎 " 大字興一谷
 " 遠藤己一郎 " 大字原
 監事 前本 徹 " 大字絹屋
 " 持田 貫之 " "

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 山田 勇 西伯郡西伯町大字絹屋一一〇一番地
 " 影井 信夫 " 一一五七番地
 " 持田 貫之 " 二三四番地
 " 吉原 正 " 大字西四一二番地
 " 持本 栄寿 " 四一一番地
 " 前田 定利 " 二三四番地
 " 吉畑 正晴 " 四四九番地
 " 藤原 克己 " 大字鍋倉一二二番地
 " 藤 操 " 大字興一谷壹一ノ三番地
 " 遠藤己一郎 " 大字原八二七番地
 監事 影本 博 " 大字絹屋五九七ノ一番地
 " 幅田 民雄 " 二〇八番地

昭和三十九年二月二十五日通常総会において総選挙の結果
 結果当選し、四月二十七日就任、任期三年

上光土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 大平 実夫 気高郡気高町大字上光

福富 幸一	鹿野町大字広木	一六二ノ五番地
北川 英夫	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地
北川 伝治	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地
富川 宣治	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地
門脇 光男	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地
岡田 甚蔵	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地
江谷 寿	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地
岡田 清道	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地
岡田 忠克	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地
理事 大平 実夫	気高郡気高町大字上光三〇〇番地	一六二ノ五番地
富川 郁雄	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地
岡田 甚蔵	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地
門脇 光男	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地
公納 正治	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地
門脇 善市	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地
岡田 則孝	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地
岡田 則孝	鹿野町大字上光	一六二ノ五番地

任期満了により退任

就任した役員の氏名及び住所

阪田亀太郎	六五五番地
岡田 武夫	七七八番地
三谷 敏雄	六三四番地
昭和三十九年五月十八日臨時総会において総選挙の結果当選し、五月十九日就任、任期二年	
下段土地改良区	
退任した清算人の氏名及び住所	
理事 山沢 武雄	鳥取市下段五三二
昭和三十九年六月二十五日清算結了のため退任	

鳥取県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定したので、同法第九条の規定により告示する。

関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十九年七月二十八日 鳥取県知事 石 破 二 朗

路線名	終起	点	重要な
大山御机線	西伯郡大山町大山寺	点	重要な
	日野郡江府町大字御机	点	重要な

鳥取県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基づき、次のように県道の路線を変更するので、同法同条第三項の規定により告示する。

関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十九年七月二十八日 鳥取県知事 石 破 二 朗

別新	路線名	終起	点	重要な経過地
旧	大山江府線	西伯郡大山町大山	点	
		日野郡江府町	点	
新	大内江府線	日野郡溝口町大内	点	
		同郡江府町	点	

鳥取県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

関係図面は、昭和三十九年七月二十八日から八月間、鳥取県土木部道路課において、一般の縦覧に供する。

昭和三十九年七月二十八日 鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	敷地の延長	備考
県道	大山御机線	日野郡溝口町大内字榊	水原 県道赤碓溝口線	七・〇	
		分岐点から	同郡江府町大字御机	二〇・〇	
		同郡江府町大字御机	県道如来原倉吉線接合	九・九五	
		点まで	同郡江府町大字御机		
		同郡江府町大字御机	谷頭 県道大山御机線	三・〇	
		分岐点から	同郡江府町大字江尾	七・五	
		同郡江府町大字江尾	同郡江府町大字江尾	二・五六	
		同郡江府町大字江尾	同郡江府町大字江尾	二・五六	
		同郡江府町大字江尾	同郡江府町大字江尾	二・五六	

鳥取県告示第四百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和三十九年七月二十八日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

関係図面は、昭和三十九年七月二十八日から八月間、鳥取県土木部道路課において、一般の縦覧に供する。

昭和三十八年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	供用開始の区間
県道	大山御机線	日野郡溝口町大内字榊水原から 同郡江府町大字御机 まで
〃	大内江府線	日野郡溝口町大内字大谷頭から 同郡江府町大字江尾 まで

昭和四年四月十五日第三種郵便物の認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
定価 一部月額二五〇円（送料別）
印刷所 鳥取県